

【41 頁 15～16 行目】

「, 知財ガイドライン第2の5〔競争減殺効果が軽微な場合の例〕」

→削除

【207 頁 4 行目】

「行為者の製品市場における～」

→「対象技術を用いて事業活動を行っている事業者の製品市場における～」

【214 頁 13 行目】

「行為者の製品市場における～」

→「対象技術を用いて事業活動を行っている事業者の製品市場における～」

【219 頁 17 行目】

「行為者の製品市場における～」

→「対象技術を用いて事業活動を行っている事業者の製品市場における～」

【223 頁最終行】

「行為者の製品市場における～」

→「対象技術を用いて事業活動を行っている事業者の製品市場における～」

いずれも、知財ガイドライン第2の5で示されているセーフハーバーにつき、誤って記載してしまったものです。知財ガイドラインで示されているセーフハーバー（20%以下）は、行為者の製品シェアだけでなく、対象技術のライセンスを受けたライセンシー等の製品シェアも合算して判定されます。